

第 27 回太子町農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 午前 9 時 30 分

開催場所 太子町役場行政棟 3 階ホール

出席委員 農業委員 (13 名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 有美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員 (5 名)

- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良

欠席委員 農業委員 8 番委員 朝生 憲敏(1 名)

農地利用最適化推進委員 北川 智一、森川 明久(2 名)

農業委員会事務局職員

- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

欠席事務職員 事務局長 栗岡 秀成

事務局 定刻になりましたので、第 27 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 5 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 27 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、3 番新多恵委員及び 4 番委員大西正美委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 1 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 4 件、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について 2 件となります。

議 長 まず、受付番号 209 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：209、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町吉福■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：460 m²。農地の所在：太子町吉福■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：552 m²。譲受人：■■■■■■■■■■、譲渡人：■■■■■■■■■■となっています。

譲渡人と譲受人は従兄弟です。昭和 33 年に譲渡人の父が吉福から姫路市に転居し、平成 10 年まで譲受人の父である■■■■■■■■■■が申請地を管理していましたが、死亡後、息子である譲受人が引き続き申請地の管理をしていました。このたび、譲渡人から申請地の贈与の話を持ち掛けたところ、譲受人が引き受けることで話がまとまり申請に至っています。

譲受人は、水稻、サンショウ栽培を中心に耕作を行っています。自作地として 3,507 m²、利用権を設定した借受地 4,700 m²を合わせて約 8,207 m²の農地を耕作しており、申請地ではサンショウを 35 本植え付ける計画です。耕作機械は、トラクター、田植機、コンバイン、粃摺機、乾燥機を各 1 台、草刈り機を 2 台所有しています。地域の農家集会の参加、農道、あぜ等の草刈、水路清掃の励行等に積極的に参加して地域農業に協力していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚本委員 申請地は、太子陸橋を南に下がり、[REDACTED]にあり、以前から管理については譲受人が草刈りなどの保全管理をしており、譲渡人と譲受人は従兄弟関係になります。このたび、譲渡人から申請地の贈与の話を持ち掛けたところ、譲受人が引き受けることで話がまとまり申請に至っています。譲受人は自作地として 3,507 ㎡、利用権を設定した借受地として 4,700 ㎡、合わせて約 8,207 ㎡の農地を耕作しており、申請地ではサンショウを 35 本植え付ける計画です。耕作機械は、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機を各 1 台、草刈り機を 2 台所有しています。地域の農家集会の参加、農道、あぜ等の草刈、水路清掃の励行等は積極的に参加して地域農業に協力していくことを確認していますので問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次に受付番号 210 番について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：210、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：919 ㎡。譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED] 相続財産清算人 [REDACTED] となっています。

申請地は、[REDACTED] が所有していましたが、平成 26 年 10 月に [REDACTED] が亡くなったことで相続人が不存在となっていました。抵当権者である [REDACTED] が申請地を売買し管理してくれる方を探していたところ、知人を通じて、たつの市新宮町在住の譲受人 [REDACTED] を紹介されました。しかし農地法上、所有者不存在では 3 条申請ができないことから、抵当権者である [REDACTED] が家庭裁判所で [REDACTED] 相続財産清算人として弁護士である [REDACTED] を選任する申立てを行い、許可を受けたことで、本申請に至っています。

譲受人は、たつの市で 7,776 m²の農地で水稻をしており、農機具はトラクター、田植機、草刈り機を各 1 台所有しています。申請地ではクリ、イチジク、カキの果樹園をしていく計画で、周辺地域と協力し、申請地を維持、管理していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川委員 申請地は、龍田小学校から■■■■位置し、平成 18 年 7 月 25 日に■■■■が抵当権を設定し購入した土地になります。平成 26 年 10 月 19 日に■■■■は亡くなり、相続人が不明となっています。相続人不明の申請地を売買するために弁護士の■■■■が相続財産清算人として令和 7 年 3 月 5 日に選任されました。■■■■の相続財産の抵当権者が令和 7 年 8 月 12 日に抵当権を放棄され、令和 8 年 2 月 2 日に抵当権が抹消になりました。このたび、■■■■が 150 万円で買い取りの申し出があり不動産価格を査定した結果、買い取り価格は妥当な金額であるということで申請に至っています。■■■■は、新宮町内で 7,776 m²の農地を耕作しており、大型耕作機械については、一式所有し、農作業従事日数については、150 日以上従事していることを確認しました。申請地では、果樹園を計画しています。以上、この案件について問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次の案件は、関連があるため受付番号 211 と受付番号 212 と合わせて説明します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：211、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：130 m²。譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■。

受付番号：212、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所

有権移転)、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：130㎡。譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

令和8年1月に実施した地籍調査において、■■■■■と■■■■■が実際に営農している農地と登記簿上の農地の一部が相違していることが判明し、お互い協議の上、農地を交換することで申請に至っています。

受付番号211の譲受人である■■■■■は、太子町内で2,622㎡の農地を耕作し、農機具は草刈り機、小型トラクターを各1台所有し、申請地ではスイカ、タマネギ、トマト、ハクサイを作付け予定です。

受付番号212の譲受人である■■■■■は、太子町内で1,054㎡の農地を耕作し、農機具は草刈り機、小型トラクターを各1台所有し、申請地ではダイコン、スイカ、イチゴを作付け予定です。

両者とも、周辺地域と連携して畑を続けていくこと、水路清掃、農事総会にも引き続き参加することを確認しています。事務局からの説明は以上になります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

八木委員 申請地は、石海小学校から■■■■■にある市街化調整区域になります。

この度、当該地区において、地籍調査を行った結果、登記簿上の農地の一部が相違していることが判明し、お互い話し合いを行いました。

申請地は、隣接している農地になり、昭和61年12月26日に■■■■■の父親と■■■■■の夫の父親の両者が枝番に分け、土地を交換するという事で分筆していますが、登記までしておらず、現状に合わせた登記にするために申請に至っています。■■■■■は、スイカ、タマネギ、トマト、ハクサイを、■■■■■は、ダイコン、スイカ、イチゴを作付け予定です。■■■■■は、87歳と高齢ですが、同居の息子さんがいますので、農作業を手伝ってくれることを確認していますので、今後も問題なく耕作ができると思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 受付番号211について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 続いて、受付番号 212 について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長 次の案件の受付番号 213 と受付番号 214 は農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取についてですので、事務局は合わせて説明をお願いします。

事務局 受付番号：213、農用地利用集積等促進計画作成についてになります。
農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第 6 の 3 の (2) の規定に基づき、
①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
③農地所有適格法人等
を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。

賃借権の設定を受けようとする者：25 人、申請総数：96 筆、98,260.48 ㎡、
権利種別：使用借権、利用権の設定：新規設定です。

続いて、受付番号：214、農用地利用集積等促進計画作成についてになります。

農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第 6 の 3 の (2) の規定に基づき、
①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
③農地所有適格法人等
を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。

賃借権の設定を受けようとする者：8人、申請総数：17筆、15,400㎡、
権利種別：使用借権、利用権の設定：権利移転です。

以上の計画内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第6
の3の(2)の規定の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、受付番号213、農用地利用集積等促進計画作成における農
業委員会からの意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出す
ることとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、「意見なし」と決定します。

議 長 続いて、受付番号214、農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会か
らの意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出することとし
てよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、「意見なし」と決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもって、第27回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(3 番新多恵委員)

新多恵

議事録署名委員

(4 番委員大西正美委員)

大西正美